別紙様式第六号第２生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表中「リース債務」を「リース債務／資産除去債務」に改め、同様式第２生命保険相互会社及び損害保険相互会社の表の記載上の注意１中⑱を㉑とし、⑷から⑰までを⑺から⑳までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　会社計算規則第111条に規定する持分法損益等に関する事項

別紙様式第六号第６の表中「積立て」を「積立」に改める。

別紙様式第六号の二第１の６記載上の注意２中「当中間会計期間中に」を削り、「についても記載し」を「があるときは」に改め、「記載すること」の次に「（当中間会計期間前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）」を加え、同記載上の注意２②中「あった」を「ある」に改め、同記載上の注意４を次のように改める。

４　取締役、監査役及び執行役については、兼職の状況（重要でないものを除く。）を「重要な兼職」に記載すること。また、法第８条第１項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。

別紙様式第六号の二第１の８⑴記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１　保険会社の役員は、当中間会計期間の末日において在任している者に限る。

２　保険会社が職務遂行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第２条第３項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

別紙様式第六号の二第２生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表中「リース債務」を「リース債務／資産除去債務」に改め、同様式第２生命保険株式会社及び損害保険株式会社の表の記載上の注意１中㉑を㉔とし、⑷から⑳までを⑺から㉓までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　会社計算規則第111条に規定する持分法損益等に関する事項

別紙様式第六号の二第２生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表中「リース債務」を「リース債務／資産除去債務」に改め、同様式第２生命保険相互会社及び損害保険相互会社の表の記載上の注意１中⑱を㉑とし、⑷から⑰までを⑺から⑳までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　会社計算規則第111条に規定する持分法損益等に関する事項

別紙様式第六号の二第６の表中「積立て」を「積立」に改める。

別紙様式第六号の二第２の２⑴及び⑵の記載上の注意２中⑱を⑳とし、⑷から⑰までを⑹から⑲までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の時価等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

別紙様式第六号の二第２⑶及び⑷の記載上の注意２中⑮を⑰とし、⑷から⑭までを⑥から⑯までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の時価等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

別紙様式第六号の二第２の４の表中「連結範囲の変動」を「連結の範囲の変更」に改め、同様式第２の６の表中「積立て」を「積立」に改める。

別紙様式第七号第１の２⑴記載上の注意２中「当該事業年度中に」を削り、「についても記載し」を「があるときは」に改め、「記載すること」の次に「（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）」を加え、同記載上の注意２②中「あった」を「ある」に改め、同記載上の注意４を次のように改める。

４　取締役、監査役及び執行役については、兼職の状況（重要でないものを除く。）を「重要な兼職」に記載すること。

別紙様式第七号第１の３⑴中「兼任その他の状況」を「兼職その他の状況」に改め、同様式第１の３⑴記載上の注意１及び２を次のように改める。

１　社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職（会社法施行規則第121条第７号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する場合は、保険会社と当該他の法人等との関係を記載すること。

２　社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが重要な兼職に該当する場合は、保険会社と当該他の法人等との関係を記載すること。

別紙様式第七号第１の３⑴記載上の注意３中「第２条第３項第18号」を「第２条第３項第19号」に改め、「職務を行うべき者」の次に「その他これに類する者」を加え、同様式第１の５⑴記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１　保険会社の役員は、当該事業年度の末日において在任している者に限る。

２　保険会社が職務遂行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第２条第３項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

別紙様式第七号第１の６⑴記載上の注意４中「当該事業年度中に」を削り、「次に掲げる事項」の次に「（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）」を加え、同記載上の注意４③中「あった」を「ある」に改め、同様式第２の１⑺生命保険会社の表中「拠出金」を削り、同様式第２の１⑺記載上の注意１中「拠出金の金額欄には、保険契約者保護基金拠出金について記載し、」を削り、同様式第２の２⑴中「会社役員の兼務の状況」を「会社役員の兼職の状況」に改め、同様式第２の２⑴の表中「兼務会社名」を「兼職法人等名」に改め、同様式第２の２⑴記